伊勢家坐右之書

内閣文庫
和書
類 二四二
號 七
冊
架 一四四 函 五四

内閣文庫
番號 和 17242
冊數 7 (3)
函號 154 215

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

座右書巻之第三

目録

大的
半的
百手的
小的
圓的
奉射
三的
草鹿
圓物

日本政府圖書

淺草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

武利々々
挾物
挾物品々

○一大的　法量物ニ大的事的巾五尺二寸的ニ巾ニ寸の間ニ方八寸ト云寸的場の遠サ弓杖ニ十二杖ニ十二杖ニ可当

横巾（シカハカリノ定ニト記ス）七尺六寸内のり六尺八寸ニ巾ニ上ニ尺八寸巾の

ふくろ口二寸的の後小角ニ二尺七寸後ニ寸ニ寸又分

ニ寸口ふくろ せたの長サ二寸又分

一圓的角書ニ的ハ二十ニ杖ニ歩つもるとハ七ツ杖

つもるとハ又杖のかさりとなるを歩て行ニ歩

わるるハ的の内ハかりて的巾等ニつき又て歩て行ハ的ハ近

く的ハ杖のうちとハ的ハ紙張ニ行ハ

弓ニて歩ハ口伝ふくし　法

一射御持長記ニ教つの事ニ寸ハ一尺二寸第ニ後ニの宮

弓杖一杖後の敷塚一尺五寸的の方へ可出と前の敷塚の
中ゟ石を一ツ入れ敷塚ゟ引て後ゟ弓石（ユセキ）として射る事可
立と申ス前ゟ如ク（貞丈云射る敷塚の後列ゟ引る今へし）

一國的開書云矢番ゟ矢まハし ゟ的の後の方ゟ立へし
同ゟ矢ゟ引ハ考ゟ後ゟ立へし（貞丈云矢まハしハ矢ゟ矢中ゟ書ゟ後ゟ入てあらう
ゟ引ハ考ゟ後ゟ立へし 流 ゟ引ハ考ゟ後ゟ立へし）

一射御持長記云矢番ハ的の後ゟ居ゟ引ゟ後ゟ居
一國中記云的ゟ一間つゝ引ハ番る射ゟ的いたゟ
ゟ引ゟ一間ゟ立てゟ引ゟ中ゟ的ゟ引る間の事
一又云同法度の間ゟ引ゟ此一間つゝ法度の間の間ゟ
法度の間ゟ定ゟ引る間つゝゟ列ゟ的ゟ

一矢ゟ引ゟ引ゟ引ゟ引ゟ引ハ弦ゟ的ゟ切れて取る程
ゟ引ゟ引ゟ引ゟ引ゟ引

[illegible]

一遠的開書之大的の後の中のくろとハくろ[illegible]の[illegible]

[illegible]

三の[illegible]ハ中の[illegible]中[illegible]

の[illegible]ハけ[illegible]ハ的の地の[illegible]

[illegible]

一又云大的の時[illegible]

[illegible]杖一杖より[illegible]杖[illegible]一[illegible]家の[illegible]

[illegible]的の[illegible]

[illegible]的切中[illegible]金中より的の[illegible]

[illegible]

[illegible]杖一杖より[illegible]杖中[illegible]

[illegible]

[illegible]的の[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云大的の射[illegible]

[illegible]

[illegible]

やはり後の射手はそちらへ向かいて下畏三度目
ハ前ゝゝ丁射又三つゝいまして又度射ゝゝ射手始ハ
前ゝゝ丁射二度ハゝゝゝ射る三度目ハ前ゝゝ丁
射はそちの射と同ちも為るそちの射てかゝゝゝゝ
ハ中矢の時のゝゝ矢の射ゝゝゝ射ゝゝゝ正為ある
そちあれハそちの射ゝゝゝゝゝ相ゝかゝゝゝゝ牧
くゝ仕ゝゝゝゝゝ

一又云清的の射乙矢清絶てゝゝゝゝゝ

何ト秘伝ニ 法

一又云大的の付根つきとめたるハ矢筈後より
引かけ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]矢口付[illegible] 法 別ト矢口付 俗

一又云大的ニハ[illegible]ハ[illegible]の事ハ[illegible]
てまと的の縁ニ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]却の[illegible] 刑

一又云今の清的ハ紫衆ハ彩朝の比代[illegible]ハ[illegible]の紫衆
ニ[illegible]今の正的の紫衆ニ[illegible]
て[illegible]葛[illegible] 兵

一又云的[illegible]ハ布[illegible]ハ[illegible]的

仕[illegible]又的[illegible]
[illegible]又的[illegible]ハ大キ[illegible] 刑

一又云清的の付根[illegible]的の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
夫ハ朝夕[illegible]
[illegible] 刑

一又云大的の[illegible]の事ニ大的ハ[illegible]的の
[illegible]的[illegible]
[illegible]中ニ[illegible]矢[illegible]但大

的をうち申さるべき方なくて射ける者
第一番にうちとり申り脇へ出せる者にて射ける矢
所をうるものなり夫と根本ハ矢をつまるとうるとを
るをかたるべきなり又せうよりの立てる射て
矢所の有事にて せうよりうる矢をとるなり
ぬきてせうのうちにて裏へつきとおして裏へ矢と
ぬきてこうへ出ハ射る的と矢のかたり射ハ的の
後のすうに引ぬきて立へ的の方へ矢を負ハ射り
たるうちにきの者を脇へ的へ矢所よりうちたる
へきるしぬきのうの秘伝と口傳なり打へ
一又云的のうち後のうち矢を負ハ射と云なり

一又云的の時（失三手あやまちの事）うちの方の前の射ハ弓にて矢
うちてうちたるあきをいれてうちあるを出して
云射後の射ハ矢接しうちハうちとうちて矢
を右のうの指弓をハ右の指ハ持て弓つをハ左の指ハ持て
弓をハ左のうしうちあるへ前の射ハ弓にて
矢をうちて又弓にて弓つをとし矢接する射同指ハ弓の射
矢を接をすへし又うちの射弓にて矢をうちて
ちあれハ左に引きうちて射ける時ハ弓を

八度めをくりて射る射手は矢を射て後の射手
をまちてをくりあきを入て是を八度すれば
第の射手と後の射手と立て是を合第のをくりを
同様に後の射手と立て是を合第のをくりを
をくり又後のをくりの射手第の射手のをくりすべし第後
同第とあるをくりあれば射て是をくりは射手をくりて
引あらをくりをくりを引をくりをくりをくりをくりを射る
をくりをくりの射手の不運のをくりを射時はあるをくり
あれば射手をくりをくりをくりあれはあるを射て是をくり
第後同第とを射のをくりをくりをくりをくりを
をくり

一又云的の射をくりのをくりをくりの弓をくりを射是をくり
第八をくりをくりをくりをくりをくりをくりをくりを
ゆをくりをくりをくりをくりを射をくりをくりを
立てをくりをくりをくりを入て射をくりをくりを
を入て是を引をくりをくりをくりを是をくりをくりを
をくりをくりをくりをくりをくりをくりをくりを
をくりを射をくりを射をくりをくりをくりを射をくりを
をくりをくりをくりをくりをくりをくりを射をくりを
をくりをくりをくりを射をくりを射をくりを射をくりを
をくりをくりを射をくりを射をくりを射をくりを射

弓を持ハ法弓のくるる持くし弓のめてうるる時ハ持ハ
同前と

一又云弓の射くるる射と弓をとる移まくハ之て射たんすくし
縫くれ射てれ射れ射時ハ之まくハ下に動て射ハ法
弩を出すを前くし今除射るる弓を取くし 法

一又云おくまちあれハ射て畏ちらく甲矢うて乙矢よ
てくれる射くくハ神く射てかくるくいまく射ハ先
ちちちくくて矢をくくくくくてたんをくてれものくく
可畏おくまの法弩くくてくめ矢をくて家を持くくくて今
射くくれるのちくめきくと入すくくく射乗て後ちくハ
おくくを後矢搦の矢をくくくくく

弓をとり射ぶし すくなあほて 弦をくし 皮をくし
弦をとて 皮をくし 但をよりくし 皮をと白毛の方を
寄て 皮をくし をとりとりの方と 的めくしとの方とを
ハるくし 是を或也

一又云 めくの矢の 的矢ハ しとりの方と 取 弦ハ 弓をとり
の方と 取 右の神の 的に 倒 或のとく 持て 右のしをつ
きて 持しまる 矢をとりて 向をとして 是 法

一又云 矢の 右の時 ハとくの時 後の時 射 矢の 下
を 矢をたとりたる時の とくよ 持て 射 矢の 右の方へよ
り 畏て 右のひとをつきて 右のとりて 射 矢の 後を 射と
て 下とり 矢を 出すくし 持しまる 矢を 今のとく 射とり

てひとを 取 てたのを つきて 右の方へ 的をくし 第後回
第 射くし口 伸をとくし 法

一又云 正的の 今 係 後の 次第の 弓と 皮 右の 後と 番と
矢 取 ハ 右の 後と 矢 右の とくく 番を 出すとり 右の とく
とくし 弓を 出す 次を 右 矢を 出す 次を 右 皮を 出す 的射をて
今 係 より とり 時 右の とくく 矢 皮を 取 と 次を 右の 小
いとく 矢をとりと 次を 右 弓をとる 次を 右 番を 取 くし 刑

一又云 後人を 当 出 中間 番の 鼻 とくく ふして 持 とり 後 かい
とくを 出す 又 とり 後 とりて とり とく ふと 取 第 とりて 射 矢の とく
持を 持て とり 後 射 矢を とり とり 後 とくし かいとく 後 矢 とく とき
矢を 刑

一又弓手行中間のうしはけるゆみをかつてのうしろ
ゆの手くけを右手にてうそうの上ゝをとゝうて法をゆ
うもけて射手の方へよりて出すへし射手の神を拝う
くる様に出すへし是を今流の反系と申すへきなり
一今流の反系矢を出す行中間の持つる矢筈を取つゝ
をあけ南目の矢を取出てゆを結ひ雪一枝分を取て
相射手に向て右の方射手に立向て右のをもてハ枝分を取
方のをもてハ右の方に上ゝを取ゆの方を射手の左
の方へ出す射手考をうけもけをうゝそうそうゆ弓持つ
るをもをうゝ相甲矢乙矢を見分て乙矢を枝分を取け
の方へ入て矢をたゝうゝ持つゝ是を或の矢のもゝ持と

又右の方うゝ矢を出す時弓の上ゝうしのうゝ上矢を持
てゆの方射手の矢へ成持る出す取持以矢のゝ取て弓
持るゝをもをぐして中ゝけをもゝ乙矢を又扱矢を持てゝ
ゝ是ハ取ゝ出すゝて射手の矢のもゝ中ゝまりうゝ時
右の方うゝ出す時はゆ出すゝ是今流のゝ作法ゝ
乙 刑
一又弓を持中間射手の持ゝ出すの方を矢ゝ白
毛をゝ出すゝ中ゝて射をかゝうゝ作ゝ白矢を出す
せゆりの方と矢右ゝ中ゝて射手を出すゝ是今流の考のん
持ゝきるゝ 但し矢口作 刑
一又矢の出すの時うゝ中ゝの考たんゝハのゝ射手を教つゝ

後て矢と射手の係と矢と右のうつとそれて射手の右の
きとくちかつとうかつとうかつとうかつとうかつて右のひさとつさたのうて
射手の神と射て碧矢とまつ〳〵せ拵したる矢と右方の
手をつさ回方へ向ふ〳〵 弟〳〵口傳 侍 刑
一又云鳴の時引さくるかつるかつる事一切平まてふたつる後
きとくて右よりてそ矢と右へ又弟〳〵口傳て射〳〵切平
ふ射手ふ運と矢とふ矢とふ〳〵射手右方手よ向て矢
ふ矢を出す〳〵 侍 弟〳〵口傳 侍
一又云射てふ変度のとうてふ事と侍て扇〳〵紙と扇て
ちう〳〵紙を出ふ〳〵入て次よ扇とさすとして矢とふに
きれの中とう胴々をふて組鎧よ矢ふくきはたふを時

当をさきさ〳〵弟の射手と次第〳〵ふ矢〳〵要口傳よ
ふ〳〵 侍 弟〳〵口傳 刑
一又云射手の根鎧拵の業 御所様の正面へ弓のうつふす
むふ拵よふをふ〳〵てうつふの下して当をあさ上へ
ちうて出て畏てふと御前の方と入まつ〳〵せて右のひさ
とつふて矢と拵よさ〳〵ひさを出て組鎧と
拵て出ふ射手ふて二度言ふ向ふ又畏て射弓
のとうちつふの方を出すと常とうれ右方れの中く
ふをふをの中へて右の脇へ右刀を重つふの方と前よ
寄て御前の方と方ふく寄よて右の中へ向てうつふさく
ちう以前当ふきちふて向て又変度のとうふ

ちり巻をかくし扱わをとゝ持くし[illegible]度よ巻ゆをて
回転よ巻とゝきて受度とたゝみて正門くゝ出ると歩ロ傳よ
まくし（傳ゝ矢口傳 刑）

一又云数つゝけゝ射方の云稽のるすかすつゝこうもある
云くし弓ゝ八数つゝの相ゝ云るゝ少右の方くゝ出て法の方
をハ的の方くゝ出て可云（傳 法）

一又云大的ハ板ゝ云すくゝきて廣サ一寸斗りてしゝゝ
うてゝれをみゝ八二すゝ加くすくしめ中しゝくゝ絡ゝ
二寸斗ゝきてゝゝゝこのうを引とゝ中ゝうて絡ゝを出
すくし

一又云大的のせゝの巻サハ二すゝ（一寸ウ）かゝゝゝハ方ゝ的の出の

方くゝ尾の方二寸ゝハ長くすくし長ゝ方ハ二つのくゝろこ
まゝゝの方くゝ出くし又云せゝの方ハ長ゝ出て或ゝ又形を長く
して尾の方ゝ出くゝゝゝる長ハ出ゝ相ゝ出ゝ中ゝ
しゝゝるゝゝ出武的かゝゝゝハ巻ゝ出ゝ先稽ゝ絡ゝゝて扱下二方
のせゝゝゝ巻ゝ相ゝる絡ゝ稽ゝ絡ゝ出ゝ中ゝ上の絡ゝ
せゝゝゝ巻ゝゝる絡ゝ稽巻ゝ出ゝ中ゝ巻ゝ出ゝ中ゝ
或ゝ又ハ稽絡ゝゝて巻ゝ出ゝ中ゝ巻ゝ出ゝ中ゝ
の巻ゝ絡ゝゝ中ゝ巻ゝ引ゝ巻ゝ絡ゝ絡ゝ方
一又云的の付（ツヲ立ル 家初 貫一巻）ハ略絡ゝ
乙矢ゝゝゝ出の一ゝゝゝゝの巻ゝゝゝ出の中矢ゝゝゝ出乃
ゝゝゝ出ゝ中ゝ巻ゝゝゝゝ中ゝゝゝ出

一又云ユラジトのイヅレニテモ大的小的ニ限テトヘキコトモ余の後ニハトヤマシキコトモ人数ヲ定メ反射ナシ　清

一又云清的の射儀ニおいてハ一人射る射ハ後の射を待ツヘシ前の矢ニ当ラヌ者ハ次の矢ニ当ラヌ者ヘ一度ニ置クヘシ前の矢ニ当ル者ハ中ノ矢ニ当ル者ヘ一度ニ置クヘシ射手の人数

一又云的射る矢の番ひてきれかけ羽ときれかけハてこと
つゝて教場より出る者矢をと取て射くゝる板矢をもつけな
ときとゆるまくゝしたれハそ信射くゝかゝりて射る
ものなくゝ　刑

一又云的の射引ゆるゝものゝとりこゝまてもちゆるゝ
ものくゝしこゝ射こゝ出るゝて矢をとこゝこゝ一度と入るゝ場より後
て遠智を取て射べゝこゝ出引ゆてひらゆる内ゆゝこゝ
こゝゆるこゝゆるこゝゆるゝて弦弓を取て射くゝ是ハこゝの内
のたゝこゝハゝてハ一段秘伝の儀も秘すくゝ　刑

一又云渉的の時矢番ハ矢筈指の中間矢をこゝくゝ

一又云的矢の矢つゝは板矢のかゝのちけきこゝこゝもゝこゝ弦
すくゝ

一又云番の者ものゝ乙矢ゝて甲矢ゝて番かけ又ハこゝ
ゆゝくゝゆゝくゝたゝこゝこゝて番矢を取て射くゝ

一又云矢をつゝゆるゝこゝ的こゝこゝこゝこゝ
つゝゆるハこゝゆゝこゝ的こゝこゝこゝこゝの方ゆくゝつき
ゆゝこゝゆゝこゝゆゝこゝ　陪列と并要　俗

一扇後云中ゝ云ッ是ゝこゝハ番ものくゝ

一又云京板東ゝハ的ゝ初ゝこゝ安陪くゝ

一高忠蘭書別記云ひこゝこゝの的ゝ白こゝかゝて
をひくゝゆゝかゝこゝこゝこゝこゝ是て番ものくゝ紙と結てたゝ
ゆゝこゝゆゝ仙ゝゆゝ番ものくゝて射果てたの是ゝこゝ引

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云的ニ[illegible]射[illegible]者悪を見るべき事よ大勢
揃て射ること[illegible]二ヶ條あり秘事
一又云乙矢淵的ニ[illegible]は淵的の時のみ又度弓
の時ハ射中て残る乙矢を正射[illegible]と云度弓ハ又ッ
中りたる射のみ但弓ハ命ずるの[illegible]
と弓ハ命ずハ[illegible]淵的あり[illegible]
[illegible]て淵的[illegible]
一又云淵的者[illegible]ハ[illegible]三ヶ年系動十ヶ年[illegible]
[illegible]者[illegible]系動の分[illegible]
淵的[illegible]三ヶ年[illegible]十[illegible]
[illegible]十ヶ年[illegible]
[illegible]
右大的公法紀同[illegible]射礼紀同[illegible]

一又云射[illegible]の[illegible]の来一書弓ハ命二せるの[illegible]
弓ハ命[illegible]
一的出張記云[illegible]の来文法の淵的ハ[illegible]
を[illegible]一流の淵的ハ細川藤孝[illegible]
の淵的ハ小笠原ハ命淵[illegible]
[illegible]
一又云数塚のるサ一尺二寸[illegible]
射一つ[illegible]
[illegible]
一又云猫弓の礼の[illegible]数塚二つの中[illegible]的の方ハ命ハ淵系[illegible]
射[illegible]

踏ゑて同方ゑと的よりはけて後右の足ゑ踏ゑ定ゑ射
終て引足の事大家流弓の作より引く時ハ射ゑて
畏る事なり

一又云乙矢番ゑ作ゑ射ハ左ゑ入畏て射る矢と
腰よりすこし抜ゑ後ゑ廻ゑて弓ゑとゑて同ゑ後ゑ
ゑて御家ゑ矢ゑ番ゑ猶ゑ後ゑ

一又云射ゑの之所の一書ゑ弓ゑ家二書ゑ世ゑの系之書
ゑ弓ゑ家のゑ所ゑ世ゑの後ゑと号ゑのかゑゑ之系
のゑゑハ系作ゑ之年紀ゑゑ定ゑ雖然時ゑ者て
射ゑる上意ゑ任ゑ者別ゑ之れゑ人稱ゑ号用ゑ作ゑて
之作ゑ先例ゑ之ゑ此事ゑ家流のゑゑ

一又云兄矢ハ射ゑ之ゑ矢ゑ射者ゑ之ゑ射ゑ之ゑ
ゑ射内向ゑ者ゑ射ゑ之ゑ此事秘伝ゑ者ゑ
作ゑ之ゑ業ゑ者ゑ先祖ゑ終ゑ之ゑ
ゑ之ゑ

一又云的場ゑ出射の装束の事昔ハ直垂ゑ
袴ゑ者ゑ之ゑ之ゑ用世の出ゑ者ゑ素襖袴着
ゑ之ゑ者ゑ時ゑ者ゑ之ゑ衣裳不宜ゑ的ゑ出射ゑ稽古
ゑハ評敬ゑ者ゑ之ゑ者ハ小袖ゑ者ゑ之ゑ者ゑ一ツ胸
ゑ者ゑ引遠ゑハ者ゑ之ゑ射ゑ者ゑ素襖の袖右の方ゑ者ゑ
ゑ者ゑ之ゑ

一上賢抄云大的せゑハ二の足ゑ十分ゑの方的の中ゑ

一去サ二寸五分ヨリ小ク[illegible]ヲ用ル子細アリ
貞丈ノ云ク久留の久ノ字ハ久留の中の字ニ誤レル也ト云フ大留ハ久ノ字也
一備書當用抄ニ引物略ス依之仰ヲ乗毎年十月後頃ヲ
日次勘進ス是旧例也迫年日数迫ル之仰ヲ以ヲ書渡奉
稽古ニ依一向ニ正邪ヲ弁ズ
沙敷書ノ文言ノ事
明春正月十七日引場略ス乗
為引ヲ命ル可被系勤ル由所被仰　小射ヲ付ハ為射ヲ
下ス仰執達如件
年号月日　管領ノ官判ヲ加ル
果

ナヤウニキク役ヲの仕丁ヒ

右使胡久次命ル毎年以沙敷書ヲ仰ヲ後年ヲ小射ヲ
八幡殿興ヲ仰ヲ小笠原八郎　元清後任刑部少輔　法名宗樹　系勤ル時令
兄小笠原伯耆入道宗信　元貴ノ付又ハ後任民部少輔法名　中乗ヲ西代ニ命ル政
貞　法名宗連　ヲ伯耆ト乗ル可ル
時斗沙敷書ヲ於後年ヲ去ル殿興ヲ仰ヲ小笠原治ヲ
政廣　後任刑部少輔　法名宗壽　為引ヲ命ル敷ケ年系勤ヲ政廣ヲ
殿ニ引ヲ命ル被仰ヲ殿興如色紙押ヲ之慥見ル也浅ク
同人ノ業多ヲ

[illegible]

明春正月十七日引場略乗

小笠原刑部大輔

為名代命可令参勤之事

年号月日　　青山名判形

松平右兵衛督殿　　昭九郎仕丁殿

一又云正月十七日清弓頃昭小笠原刑部殿ニ令参勤ニ別紙之通ニ対シ
しゝ毛之慶ニ弓昭十七日ニ当ル廉発院殿様御宮参
于今十七日ニ

一又云清的第ニ日ハ折紙ニ而ハ御ハ之使ハ明
日之令兵ニ而ハ頼丈ニ令兵ニ人数ニ
明日十七日ニ清弓嘱昭ニ
来了ル年別以前ニ

出ル以ニ従ニ　　貞通主判　　飯尾左衛門尉

正月十六日　　為規主判　　飯尾左衛門尉

小笠原刑部少輔殿

佐竹左近之命殿

毛利次郎殿　　次命殿

宮下源七郎殿

彦部左兵衛尉殿

廣戸次郎殿

一番

乃ちのいつゝのあゝ

ひらくのさくらんの毒けん

二番

すもまもまこ次第

ろろのたもろこの手けん

三番

みやのかろつけのすけ

かろの内ものかそ

ものと書し合せて巳すんし又下に拳ちらふ字書て

と巳すんし

一法量物墨布之墨畳のもちをひろくる中ハ横畳と上り

畳てそ横畳に長ひろくるを見給ふ方ハ上下

すくよそろし

一又之的の高サ三十三枝より手て三十二枝まを但為射的用二十

三枝ちろし

一又之的の接ぎ所端の一の黒三寸二の黒二寸三の黒三寸

五分間の白ふ内のつくろ見て

一又之埒の長サ二寸五分太サハ法量をくそ

一又之的のつり縄の素ハ墨縄横縄ハ上三筋也但十九とそ布

二ウ

て青黒白三色にて幕の表縄のくくりもそ又白黒二

色にてすもし

一又之的をる役人ハ侍三人を居て後の畳茶の畳

横畳と重て初的をふ的の表てくるをとりて下ハ立すと

[illegible]

一弓法秘書に弓場にて弓を引くに日数を限るべ[illegible]

弓を[illegible]

一弓法秘傳録書に夜的のよりて矢ドシの業を[illegible]

後にて[illegible]矢の紙大箭大後にて[illegible]の的つ

[illegible]

一又に変皮の事先中より響よりれを二つよりれば[illegible]

公方様[illegible]の後[illegible]

[illegible]

[illegible]

弓法秘書的の図

一弓法秘書に小的と中と大的と変来と加けすりの的

と又五尺二寸の的と可申と

[illegible]

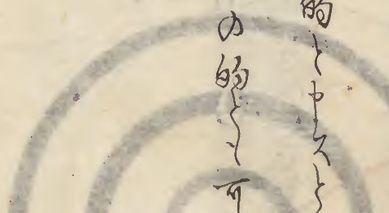

自中古に鉄砲時代に小的に[illegible]利度の代は

[illegible]て小的[illegible]小的[illegible]て後大的と[illegible]

一弓馬之拇的の図

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十九本と三筋ゐり合
丸為同ちゐ
丸為の儘より皆と中まて
一ノくろ
二ノくろ
三ノくろ
的のくろ
たくろ

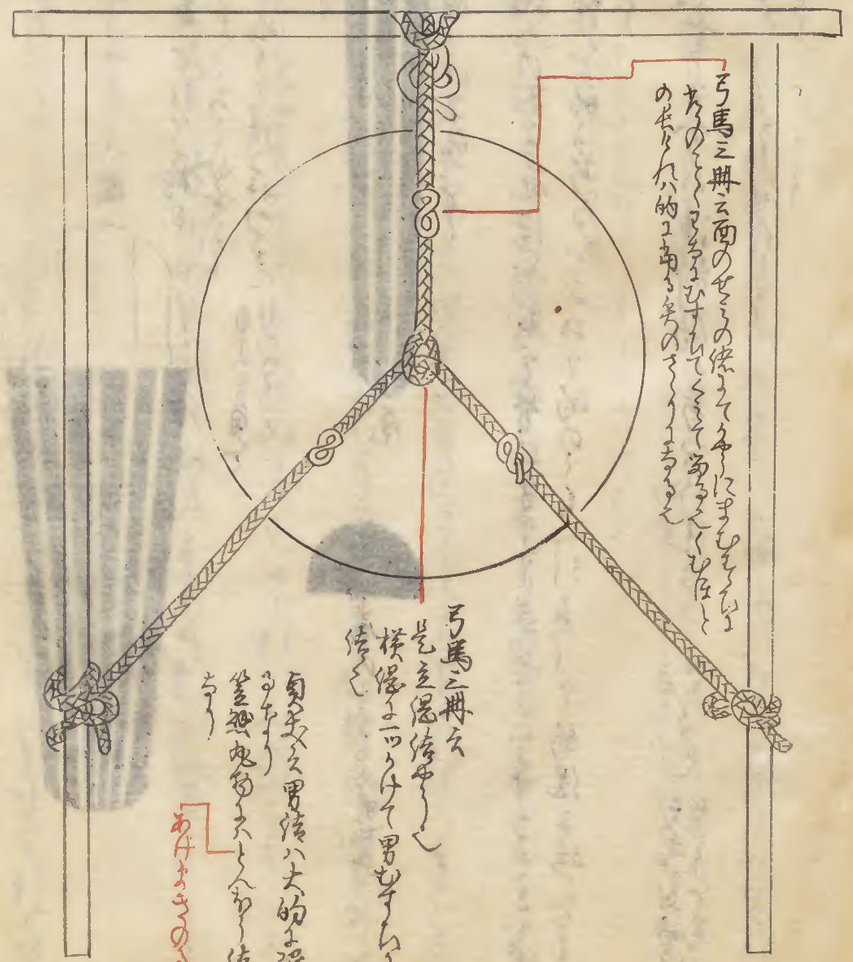
弓馬之冊
的のくろの図
弓馬之冊
弓馬之冊
横儘より二つ付て男女ちゐ
あけまきのくろ

一弓馬之門之大的場はすべて白木にて
作るべきなり
弓馬之門よりおくるべきの図

はゞの分角とたて格の
あるてけづるべくろくに書て
ぬりあるべてぬりて後にけづるべし 腹より角を
けづるべし

はゞ切入の形は麻殼と称して皆の白りて光もなきはゞ
の縁と的とあるべてあみて的のうらに引廻して的張より結ぶべし
なり

一笠懸開書之分は法所的ハ
まべ大きなるかたくはゞ代
なり弁歩揺よりそくなり

一八週日記は偽之大的笠懸九和軍ハ高麗のなりなりの家
より はゞ代なるべ 秘書之 貞丈云はゞ代なるべ秘書ハなりとも
なるを秘書にするなるべしなるを知べ
是ハ家の天にて定るべ なるべしなるべ
是後ハ家の書なり

一射礼私記之射手の之所の書一番弓之部二番せきの家
之書弓之部のくしろ巻書せきのくしろ巻のあるべ之之
形のごとくハ年代年記のごとくなる紙紙時なるべ
りてのうらに上之巻書ハ家のの書とそれハ人称なるべ又
ハ家系よりなるべ後仰也之例なり是ハ割の張なるべ
なり

一小的業 ここにつきたるとこまとして上げて射の
略儀なるべしなるべ 貞丈云はゞの小的なるべ
きなるべ

行ハ[illegible]
[illegible]

一弓馬技実ニ的ヨリ二度の用ヲ[illegible]ル者ニ[illegible]ミて一度
小ニ[illegible]ヲ[illegible]ラ[illegible]一度相射ル[illegible]ヲ射て[illegible]度く
一又ハ射ルヲ[illegible]ンセ[illegible]ル事ニ射ルヲ[illegible]ル事ニて其
中ニ射ル[illegible]ヲ撰ブ[illegible]ヲ[illegible]ル
一又ハ的ニ[illegible]ル射ルの者悪ヲ[illegible]ベキ[illegible]ヲ大野[illegible]
[illegible]射ル[illegible]ヲ[illegible]ル二ケ条ヲ[illegible]ル[illegible]

○一中的　遠的南書ニ中的すべの事　二尺六寸後の[illegible]然ハ
大的の[illegible]せうの中サ的ヨリ[illegible]て少ていさ[illegible]大的の
中分し
一釜懸射法矢射ル出ル事ニ中的ニ[illegible]ル事ニ[illegible]
小的ニハ[illegible]ル事ニ但ハ中的ニ[illegible]ル事ニ[illegible]ハ
の的ニ[illegible]し　貞丈云武の的ハ武の的と[illegible]
的ニハ[illegible]
一釜懸射法記ニ中的ニ[illegible]事　以下の文右ニ同じ但ハ的と
リ以下ハ[illegible]
一弓馬ニ用ル中的の事　略儀ニ二尺六寸ハ[illegible]ハ大的ニ
せい又ハ二すし[illegible]ハ大的の中ニて[illegible]
可申ニと口伝の的ニ[illegible]略儀の事ニ[illegible]
[illegible]ハ大的のヨリ少ちい

国立公文書館
National Archives of Japan

一時の射手と後の射手と同様に下書きに仕様の事

法

一又云百人の矢代と射手の弓を命ずと射手ハ矢人

一の番を振くしを射ハ矢代と申す時矢を受て番を振

一かゝるものハ射家と 刑

一又云百人の射手と射手を矢代と申すもの射家と

稱するのたゝかひてあるハ矢代と被仰付て下さ

と被仰付るゝ秘伝の名人ろ〻のゆゑ射手

のゆゑ秘事と無事に渡る人ろ〻と伝の射手ハ射人

ハ秘事と 大中臣十一日口伝 刑

一又云百人の達ハ乗射手十人ハ時ハ八人二書ハ

七人云云一人ハ云云と云云一人数のゆゑ云云

ゆゑ後ハ云云 法

一又云百人の乗一人数ハ四十人云云 但大略八十三

人十人十七人と常の射手又ハ矢代射人一二弓

云云射手と十三人の射手ハ七人二弓五のハ七人

ハ射手云云矢をおゐて十五人十七人と云云人数十人

云云十二人云云ハ云云人数ハ射手

一弓云云射手ハ一弓云云二弓云云云云

云云二弓云云射手乗射手この秘一度云云射手射手

第四と云云矢数ハ云云二弓云云大略射手と矢代ハ時

ハ云云云云云云

一弓矢記之数場の第よ首は矢とそ[illegible]数をとる。[illegible]
[illegible]百[illegible]の的[illegible]百[illegible]射手 当射のちらし 打[illegible]

一高忠卿書列記之百[illegible]の系弓と弓[illegible]
[illegible]

一又之百[illegible]乙矢御免[illegible]

一又之百[illegible]の日記の矢数の下に例式の時八百[illegible]人字と書[illegible]一段
の行儀の時八百[illegible]の時八百[illegible]様[illegible]
時八十字書[illegible]

一又之百[illegible]矢代[illegible]
[illegible]的矢書[illegible]

一又之百[illegible]日記[illegible]

百[illegible]射[illegible]
各字一字我名一字[illegible]
[illegible]十[illegible]
[illegible]

各○○○○○
○○○○○○
○○○○○○
○

[illegible]十寸字と侍ぐ[illegible]

と一字一字書[illegible]

一家に[illegible]の時射[illegible]の[illegible]の人上[illegible]二番後弓上[illegible]二番大[illegible]

[illegible]

一小的　射所持長記に小的の俗也大的のこと[illegible]

[illegible]

一圓的記に小的のかたちは必法をかく他流[illegible]

[illegible]

一圓的の名書に小的のそばの巣二寸三寸半張[illegible]

[illegible]

書し　[illegible]

[illegible]

[illegible]的と入る[illegible]小的の裏に[illegible]

[illegible]

一又云小的と申ことはもむかしはかるれまけるるとられたる事
みなもとの[illegible]家より的打とゑとも 仙源 傳

一射手持弓紀云的の事矢ゝけ前ゝ後
ゝゝ多ゝ[illegible]一尺九寸こすべきこと矢ゝけの的は
大前ゝ後ゝ後ゝ[illegible]的ゝ前後よりかゝるゝ又い
らゝゝゝゝゝゝ[illegible]

一又云小的のゝゝゝゝゝゝゝゝ的ゝゝゝ入ハ
ゝゝ傳ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ又
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]ハ中ヲ射ル

一又ゝ小的ヨリ矢ヲ[illegible]ハカリノ中ヲ射
[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ノ内ニ矢
[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ武[illegible]ヲ[illegible]ノ中ヲ入ルヲトシ　刑

一又ゝ射手ノ小的ヨリ[illegible]ハ[illegible]ヲ小的トスル[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]

一小的ノ射人数[illegible]ハ[illegible]ヲ射ル[illegible]的
[illegible]ノ説也物ノ[illegible]

一又ゝ小的ヲ[illegible]ノ縁[illegible]

一又[illegible]ヲ射[illegible]

射[illegible]ノ人一[illegible]ハ[illegible]又一[illegible]
射[illegible]ヲ[illegible]ヲ一[illegible]ノ射[illegible]
て矢一ノ[illegible]又一ノ射[illegible]ハ[illegible]ノ一
ノ射[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ射[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]矢
一ノ[illegible]又小的ヲ[illegible]ノ時[illegible]
ハ二[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]
て[illegible]ヲ[illegible]　刑

一又ゝ二的ノ立[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
的[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ノ小的

時ト同家ト　法

一又ハ小的ヨリ矢ヲ射ルトキハ二色ヲ用ヒ的ノ上ニ合目ヲ付テ上ニ入ル矢ヲ射レバ少シ高ク的ノ内ヘ枝ヲノヘハ高クヨリテ又的ニ当リテ作ラントヲモフテ小ヲウチヲヒラクヲ射レバ矢ヲ射スルトキハ矢ハ的ヲヒラクヲ射テ的ノ面ヲヒラクヲ射テ矢高クヒラクヲ射ルトキハ矢ヲ射ルトキハ矢ヲ二度ニ射テハ矢ヲ射キ場ニ見ハ矢ヲツグヲカヘテノルシ但ハ矢ヲ射ルトキハ作ツヲヒラケルヲ射ルトキハ作ツヲヒラケルヲ射ルトキハ的ノ拾同家ト又ハ的ノ矢ヲ

拾ヒ上ケテ矢ヲ射ルヲ法ト云フ

的ノ拾同家ト矢ヲ射ルヲ法ト云フ　法

一又ハ小ヲ射ルトキハ的ヲ射ルトキハ矢ヲ射テ的ヲ射ル別ノ矢ヲ射ル射ル小的ヲ射ル事ハ大的ヲ射ル

一高安流書別記ニ小的ノ法ノ事的ノ面ノ寸ヲトリテ三ツニ折テ三ツノ一ヲ小ヲ射ルノ的ノ面ノ寸ヲ倍ニシテ又ハ倍ニシテ又ハ倍ニシテ矢ノ寸ヲ云テ云フ折テ一ヲハ一ノ目ニシテ一ノ目ノ端ヨリ分ル寸ヲ取テ三ツニ折テ一ヲ三ノ目ニシテ三ノ目ニシテ一ノ二ノ目ヲ寸ヲトリテ云フ折テ二ノ目ニシテ二ツ目ニシテ二ツ目ニシテ二ツ目ニシテ

一又ゝ小的の事ハ長サハ[illegible]仰ス

一又ゝ大的の事の弓射小的ゝ[illegible]事ハ[illegible]

一弓馬故実ゝ弓切[illegible]事小的の長サ十八枝[illegible]

[illegible]今ハ[illegible]十七枝[illegible]

[illegible]弓[illegible]長[illegible]

一弓馬故実ゝ的[illegible]事[illegible]と書[illegible]

[illegible]的と[illegible]

[illegible]

一圓的[illegible]書ゝ[illegible]大的小的ハ[illegible]

の後ハ[illegible]人[illegible]

ハ小的[illegible]

[illegible]

一弓馬故実ゝ事的の射[illegible]

一枝[illegible]

[illegible]

[illegible]

○一 遠的　遠的圍書くゝ的のすゝ方八寸或ハ七寸
ゝ一尺ゝゝすゝきを又ハ一尺二寸ゝきくゝしなりゝきのを
ハ後負ゝきゝてその勝ゝきゝ後出ゝ射ハ大的のゝゝ射を
羅てすくゝし　注 小笠原流法の注也

一 又ゝ数塚のゝ時遠的と射ゝ前ゝ的の数塚の五てゝ矢代
をゝてゝて射くゝしかゝくゝ出すくゝし射ゝ矢十人ゝて射ゝ矢十一人と
ゝきゝハ数塚をくゝすゝきくゝし

一 又ゝ矢代をゝてゝ射ゝものゝ矢ハのゝ次第と結ゝ人ゝ矢ゝ
ゝ弓ゝ立の射ハ第くゝ上矢先ゝて射ゝ又後ゝ下矢ゝて後
ゝ弓ゝめハ一度ゝ上矢下矢ゝゝゝ矢ゝて射くゝしなりゝハ
同ゝて射くゝし　同

一又云竈的の時射ること[illegible]
[illegible]時誰よりも[illegible]一度仕[illegible]
のごとくなれば[illegible]
時よのごとくなれば[illegible]
[illegible]射る時と又一ツ射る時とこれの事[illegible]
一度射ての時[illegible]
[illegible]

一又云竈的の時日[illegible]人数の足[illegible]射る的と云
[illegible]的を[illegible]射る的の事
[illegible]的の裏と表[illegible]的[illegible]
[illegible]二度射[illegible]

一又云竈的の時射ること[illegible]日[illegible]矢[illegible]
自矢[illegible]矢[illegible]の的より退[illegible]矢
[illegible]的より一尺[illegible]矢[illegible]
[illegible]退[illegible]
[illegible]一尺[illegible]又[illegible]
[illegible]退[illegible]
[illegible]退[illegible]
[illegible]的[illegible]
[illegible]矢[illegible]
[illegible]矢[illegible]
[illegible]射[illegible]
[illegible]射[illegible]
[illegible]

ト云て矢ハまたくとゝ中くらゐくし矢ハ甲矢（ハヤ）と乙矢（ソトヤ）とを共に
ニ番ふる射るなり乙矢ハ甲矢ハ射ると共に矢ハ
直矢ニ矢中しの中的の彩色ハ矢ハ
矢ハ中しとりハ矢ハ中しとゝくし

一又云竜的よりあしく上竜の業かゝりけるゆ一枝に向よ手
てかゝるのけて横に後ろ家のゝくし的の中ゝ横こ
但時宜よ俗くし弓ニ云ハ家の射ると云ニ家ゝ一枝（ソエナカ）枝
程的の家ニ家くまて枝ハ中ゝ家的の方よりてゝ
横に後の方ニ竜ニ竜ゝ家ゝ的の方くゝ横こ
又ハ弓ニ云の後ゝ時俗よ俗て横くし 俗

一又云夜的ゝハ黒ゝ射ると十ゝ的の射ハ中ゝ
射ると云ハ一五夜ゝ射ると又射ハ今一

五度射ハ中すると十ゝ射夜的ゝハ黒射ゝ
ゝ切ゝと云て射ると只俗ゝ云 俗

一又云竜的ゝ時云て矢ハ中ゝ的の中くゝ
ハ二ニ中ハ中くし中ゝ横矢ゝ横矢ゝ
一又云竜的の時云ゝ射ハ的の業矢代のゝくゝ
ゝ中くゝ中ゝ弓ゝ云ゝ中ゝ弓ゝ
弓ゝ云ゝの上ゝ的ゝ上矢ゝ持上て下矢ゝ立上ゝ下に
竜ゝ射ゝ射ゝ上矢の上ゝ中くし業人業敵の人ゝ相
矢ゝ上ゝ人の矢の上ゝハ中敵ハ中しゝ中ゝ
ゝ中ゝ射ゝ竜ゝ中ゝ射ハ只俗ゝ 俗別ゝ矢ハ只俗 俗

一又云竜的ゝ竜光院殿様ハ弓ゝ的ゝ日記ゝ矢ゝ

れて矢を射ること

一又云竈的の射様の事一の矢の射様と云の時は
あゝはうしろの射様に必ずまつすぐ左の射様にて
云て云る百ゝはゝ矢の射様にまつすぐ先ハ
一の矢の射様と云の時なるもし又中射るこの射様と云
あゝはゝ後の射様に必ずかゝることまつすぐ矢の射様にかゝ
るもしきるもし竈的の射ハ後くもみて合ゝてまつすぐ後
一竈的の射矢代て後矢代の射様の事記て故射様ハ不
載て

一竈的南書云竈的の時的の矢数の事 矢十文ツヽ的ハ小的と射ること 小壇ハ
左ゝ云百ゝ先ゝ地ゝ上ハ左ゝ矢時ゝ上ゝ

三四ゝ左ゝ左て射る事ゝ事ハ上の方よ
り射ること

一又云竈的の作頁の事あゝ云人ゝ射ること
地ゝ的ゝ左ゝ内一ゝ矢ゝ矢一の頁ゝ的ゝ者ゝ手
合ゝ矢ゝ矢一の云ゝ的ゝ者ゝ的ハ射ること射ハ
後ゝ又矢頁ゝ射ゝ射ゝ射ること人ゝ出す
ゝ一ゝ矢の相ゝ左ゝ考のるもし一番出すゝ刑

一又云竈的のせゝぶの作頁射の事文ゝ作の地ゝ南
射ること
り一ゝ射ゝ左ゝ八十文ゝ出ゝ地ゝ南ゝ二ゝ射ゝ左
文ゝ出すゝ南ゝ三矢ゝ射ゝ世文射すゝ四矢ゝ射ゝ四
十文出ゝ四矢の時ゝ左ゝ一ゝ射ゝ四矢地

始めは地より三矢の時は打ち一矢射て後ハ三矢ハ地より除
て打ち一分の所を射るなり二地より三矢ハ地より除
て又打ち一矢射
打ハ打ちの矢一分ハ地より除て今一分ハ高く為る
打ハ二ツ共に高く地より高く打て打ち一矢射
ハ又打ちて打ちハ地より出す打ち一射
ハ十文出す打ち矢ハ地より除て出す
一又云竈的の時射る矢ハ弓より矢ハ取て射
へきなり作の人数(うしろ)を除て二人きりを入て居ることを
して畏き方の射ると法を行ふ時居ることを矢
捧げて射ハ同様なる矢ハ又居ることを
遠方にて出ハ矢の射を一人斗りを

失礼ながら

侍ハ斗ハ信
刑

して遠方の居へきなり時ハ後二人ハ居
きを入れることを打ち一矢の射を矢捧の侍て皆
矢へきて侍ハ居ることを矢の後の射を斗ある
て居ることを打ち又一の後の射を打ちハ
射を斗ハ居ることを打ち矢ハ居ることを
ちの射をのちんを出て出ることを侍ハ
一又云竈的の矢作ハ矢ハ上矢ハ人ハ同
居ることを射ハ矢を居て面ハ居ること
出て矢作を上矢ハ侍ハ矢ハ侍長ハ下矢ハ
ハ上矢ハ居ハ長ハ矢の射を侍ハ居ハ
を射ハ

刑

刑

一又云矢代と云弓を立てゝ的の時射手の左右の家れ
上矢を立て射そこ〳〵後下矢を射る也左の足を
見へ上矢下矢ともに立こゝ一度に射へし右ちかしハ同立て
射る也二分二ハ前とふる也三分一ハ引の内ゝ後より振を上
矢下矢ともに立て射る事也人数すゝ者共ともて
ちかい一度より立て射る也　刑

一又云竈的の時あゝ鑓時ハ大的の時のごとく也竈鑓
こうす片ゝちかる時射ハ弓を立てゝ打て大的の
ごとくたゝ〳〵あつちの方へ竈的の時を小梁のごとく
ら打て大的の時のごとく鑓へし　法

一又云竈的の時地の後負のる射る共人の時の人三人一て
射ごとく地ゝるゝ一名矢ちかハ矢一のごとく
的へ相ゝ打合へ射ハ本て矢一の取ゝ的へ立ハ
行ゝて射同ごと

一又云竈的の時ゝの射手の来一名射る時ハ地ゝ矢
ゝ矢ひとりあちの取ゝ的へ二矢同家一名射て
ひとりあり二ちん之地ゝ二矢ゝ立ちて矢一ゝて
ゝる地ゝ矢ゝ立ちて矢一ゝ立ゝ　法

一又云竈的の時矢代振ゝ射ゝ射ゝ立ゝ弓ハ射する
後ゝ八丁後ゝ射ゝ的の立ゝ矢代のる弓ハ弓杖一杖半
ゝ立ゝ　法

一又云竈的の時的のゝ立ゝ的の方ゝ同入ゝ立ゝ高

りと又的の面を高くして板つきの元かたより和出るを南
ヲとし又的に高くなりたる矢の筈を高くなりたるを
的に高くなるゆえしまた南りたるを矢
矢たくさん入たるハたとへ共矢とも合射矢
とハ的のきたる矢の方と射矢とをしまた合目
の方へ矢と射矢とハ中矢なれ合目
ヲの内へかたの方高くなりたる矢ハ中たる
合目の生平へ入たる射矢ハ中矢なれ

法

一又云竜的の時矢取ハ的ヲ後の方へしたがん振ハ弓
たる命の矢取ハ振ヲ弓枝一枝半たる

一ハ弓ヲ枝二枝ヲ枝の内ヲたんたるをつまくしまとり
かたくたる矢取ハ的ヲ後へたんたるをつまく
しまた命日ヲたるハたんたを取て矢ヲ
ヲ又ヲたるハヲ弓の方へ笠の板ヲ高くしまた的
のかたヲ高くたる矢とハ射矢とハ的のかたに
合目の方へのたる矢とハ中矢とハ的の方たかたる
矢とハ射矢とハ中矢とハ的ヲ後へ
ヲ弓ヲたるを取る矢ハ甲矢平とハ也但人の面ヲ
ヲ乙矢ヲたるハ中矢とハ也

法

一又云陽所ヲ竜的ヲ射ハ弓ヲ命ハ取ヲ
ヲ進ヲ

一又云寵的の時皆〻立為て甲矢の射手たちあるゝんの時何手にて
手たちもてゝあれゝ射手を定角を入れゝてゝ四て長法師
を家又八矢もてゝ立ゝ手たちもて上後の射手甲矢を射て
下長手たちの射手法智ゝ矢もてゝ取て又見ゝ手とせハ
家のゝゝ立為たちゝ又立ゝ矢又手たちの射手を生ゝ出長
たちたちの射手又同射て異るゝ又後の射手乙甲矢を
射て下長手たちの射手を定ゝ出ハ後ゝ人ゝ手ハ射て可長ハ
恵る退面ゝ仕後の射手を惣甲矢と射て下長手たちの
謂ハ手たちの射手矢もてゝ弓みてゝ取て出ゝ手ハ射手て
法師ゝ手たちゝ偏ゝ手たちゝ中ゝ武乃ゝ出ゝ手たちの
射手後計射ゝ下長ゝ又将退面ゝ仕手たちの射手を

ゝ同射て下長ハ出ハ久ゝ退面ゝ手ハ中手たちの後ゝ
手たちの後計射ゝ下ゝ射て長ゝ中ハ甲
矢の射手ゝ乙矢の射手たちハ出ゝ邪手ハ及射て下長手
乙一の後射手の時手たちゝハ手ゝ者ゝ人ゝ手ゝ中ゝ射分
法別要事ゝ手ゝ又大中手たちの後の射手甲下長出ハ
ハ行ハ法別のゝゝ行ゝ法
一又云寵的手ゝの射法の射手たちを取る後ゝ人ゝの見の
大ゆ人の又面ゝ立ゝ中の後射手ゝ
一又云寵的の射矢ゝ的の下二寸半ゝ立て二寸下ゝて
ハ手ゝ人ゝ手ゝ上ゝ手ゝハ手ゝ的ゝ人ゝ手ゝの手ゝ中ゝ
一又云寵的の時切たちの射手を仕ゝ手ゝ一ゝハ二番ゝ手

一一ノ矢あるハ四番出すべし三矢あるハ六番出すべし
四矢あるハ八番ニて出すもの矢一ノ二まで出るべし矢を返
てあるべしあちらの射手のごとし
一又矢を返て高ノ一ノ矢まてあちらの一ノ矢ハ為よ
を一ノ矢ノ出すべし又一ノ矢を出すべしハ二ノ矢ノ出すべし
矢ハ為よりあちらにて出あちら一人射手のごと
一又矢籠的の時一ノ矢ハ上矢下矢一充出すべしハ番
の一ノ矢地よりいくつも出て地より
一ノ三矢四矢の時ハ同番ノ一ノ矢ノ地よ
出べし一ノ矢の時第の人一射手てあるハ矢一地より出べし
わるるおのおの一ノ矢て射手ハ四分の有よ出べし差別人

一ノ矢ハ一地よりて三分の有よ出べしあり
と返て地より出べし
一又矢籠的の時為よ一ノ矢ハあちらの射手射手ハ
矢射手地より出べし為よ二ノ矢ハ地よりてあちらの
人一の有よ出べし上矢下矢ハ一ノ矢ノ時あちら
射手一ノ射手ハ地より出べし為三矢ハあちらの射
手一ノ射手ハ三矢地より出てあちらの矢一の有よ出
矢為よ三矢ハ射手ハ一ノ地よりて矢一のごと
出べしあちらとおなじ
一扇矢籠的の時矢筒よりあちらとも
一ノ矢四番の時記ひとり弓神事のごと古例の所ごとる

国立公文書館
National Archives of Japan

一又云縁負の地より射ることハいつてて射てつれて去ること
まるちてこゝハ射くうちす　負矢云方負て縁と去ること射こゝろ
射字ぎとよむ　地のこと用ハ
一又云寄的の射こうえよりとてハ上矢ハ直て射矢直ての
射こゝろ
一又云闇的の射うんせゝ的こゝろの上ハ
一又云下矢のこゝろ手形上矢とよこのけて下矢をかゝ手て上
矢をかゝ家上へ変すゝ同一る矢の射ハかゝ家上矢とのけて下
矢をこゝろへて射くゝ下矢と一るの射言葉書　矢文云言葉より
ハ一る使とくんめ
一きくゝ
一りつゝ
一矢代ゝ記云こゝろ手形の乗上矢ハかゝ乗こゝろ但一る矢
の射ハ手を射くゝ

一又云射ちてこゝろ下手形ハ上矢ハ射ちてあゝこゝ
一皆者と入或物をして射ちてこゝ人ハこゝ矢ゝ人ハ射
ちてこゝる人ハ的の方へ向て弓持こゝ畏こゝ行矢射ち
てこゝハ行こゝいこゝすゝ手こゝ和形こゝる
射こゝハ方こゝ一る射ちてこゝ人の母の形上る使
こゝて射こゝ行矢こゝ一る手形ハ同こゝ人ハこゝは
一度こゝ射ハ上矢こゝて射ちてこゝる方こゝれこゝる
ハこゝすゝこゝ

此図矢代ゝ記ゝ
有ゝ

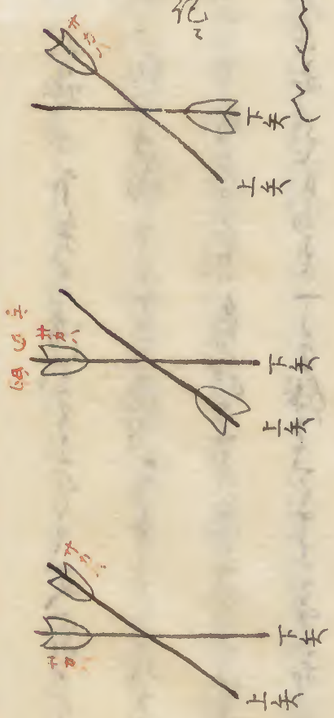

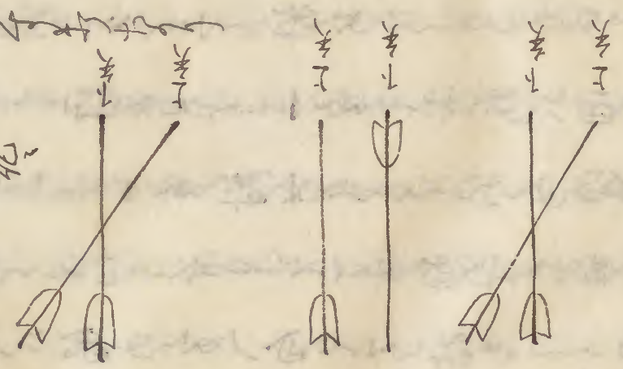
上矢
下矢
上矢
下矢
上矢
下矢

一番より振〳〵ごとくして番て又番て射十人にして一つづゝて
番的を射ること数ごとに射手に限ることもし是はこれもある秘
伝し日記に番的に清的のこと〳〵なりて度度ごとに第後
ごとに白毛と的の白くなりて下段数の毛に回数ごとにすくき
坂出の射の時に番後ごとに毛と的ごとに毛と或の毛
的ごとに毛と又度ごとに毛と仰ごとに毛と射れ
日記の裏に注す又数ごとに射ること時に十人射ること数つゝと
八ごとに番て矢代ごとに射ること又十人に付て数つゝ
ごとにして矢代を下振
一弓馬三門ごとにあるに射る射は矢代振て下射ごとに紙
八番のごとにして矢一ごとに動ごとにあがりごとに八ごとに

又人にして射る射に一番より ごとにして射ること人に度ごとの八ごとに
番て射ること行ごと度に時分ごとに大勝ごとに叶ごとに百一番
に射ること人射ごとに後番ごとに赤矢代と取て後に下知い
く度に番に射ること人八矢代ごとにごとの三矢代ごとにて
只ごとにごとに射ること人にして射る射は番後ごとに射ること
又ごとにあるに時に二度の只度ごとにごとに
射ごとのあること人に行ごと射ごとに番ごとに射ごとも
一歩三間ごとに回に 貞享元甲子年の比 永享二年の比 的のごとく 清的のごとく 清的の事 清的弓の的の事 又又
て紙ひものごとくごとにごとにごとに

[illegible]人矢代と後く下振弓場作法つ平て又矢代と
物るへきこと

一八廻目記口伝之寒的の寒筒の寸法の業間なるての廻と
すくし長サ五寸二分半筒一入分と九くしすくし制てよく
きる事とをくしけづりくいその先ハ一ニ二ニとすくし書
し寒ハ口のうち久とくつくしちくくるよ長くなる同
筒の業サ巾寸五分半ものてすくし寒巾半入程くるくし
上を制てまくしたくしも又寒と有て撥ちすくし色彩の右
のまれ下にすくし　貞は寒二て同寒の金ちくと書し同様のくしを
[illegible]

一小的業之寒的の付ハ巾度とおる平きこと[illegible]ちくし

くし付ハちくを前くちくして前くし但武の寒的ちくハ和度と
ちくくし時ちくくし武の巾度とくハまくる付白色の方と
まくくし回ちく付と白色の方へ付て巾こと
一又矢ハ一とくハくくちくてのまと甲矢のとくくて
ちくし乙矢とハくちくす的の巾度上二方とハ矢くけまてちくし的
の下とハ六寸くくくくくて上ちくくくし的のちて中ち上六寸くくれ
ちくちくまくくくくくくし的ハ何とくくし假ハ的の巾一尺くくう
くくくくくくく

[illegible]

一小的事之儀ハ一度射て下矢ニ成ル時ハ其者
[illegible]
[illegible]
[illegible]

内閣文庫

四ツ或扇或ハ物の数ヲ持て但今ハ物ハ
ハ矢代と右の如く矢代の〻〻交合
す る 様 ニ て 下 矢 代 ハ 右 代 ニ 百 り 時 の
〻〻 ま で 今 ま で 矢 一 ツ 持 て 射 ぬ き 右 の 的 の 上 へ 打 か ゝ る
行 ぬ 内 て 矢 右 の 的 ニ 当 る 〻 又 ハ 当 る 〻 ゝ す 又 射 て
一 人 ま て 矢 代 と 一 ツ 当 る 〻 ま で 当 る 〻 ま で 若 上 矢 代 ニ 当 り 当 る 〻
ま で 下 矢 代 ニ 当 る 〻 又 ハ 当 る 〻 ま で 当 る 〻 ま で 一 度
中 ル ハ 二 矢 二 当 る 〻 ハ 只 矢 ニ 当 る 〻 （負方ニ成る弓の数傳書ニ成ると雖ども勝負の当る〻ハ上矢の当る下矢の当る〻ハ元来射る内ニ中ル

[illegible]

矢二つの中りよりなるもしされハ射手の者の矢数とかつ[illegible]但[illegible]ハ[illegible]

代よりくすして[illegible]

人数の外当番者[illegible]矢代記の図も射手と矢代

矢と組つる図ハ[illegible]寄的に次番より射手の者[illegible]

あのよう矢代をかくハ西条よりすゝ化

流の作法用ハ[illegible]ハ射手[illegible]

射手[illegible]居る者[illegible]

○一奉射（ブシヤ）　射手[illegible]家間書に歩射（ブシヤ）と中ハかちかちの為名也

るよ因今[illegible]ハ神事[illegible]射方人[illegible]射るとゝ[illegible]

しやとゝ[illegible]又[illegible]と[illegible]射[illegible]

射[illegible]名目[illegible]歩[illegible]射[illegible]貞丈云歩射ハ徒射ニ

る的と的[illegible]射て[illegible]射の為[illegible]又奉射ハ[illegible]方人[illegible]射

ハ[illegible]射と[illegible]射と奉射と[illegible]奉射[illegible]

て世ニ歩射と奉射と区別て大的のみと奉射的と[illegible]

一奉射大的記之奉射[illegible]大的矢的射[illegible]次番射[illegible]方人一番

[illegible]射[illegible]

一又云出[illegible]上中ハ[illegible]

後ハ[illegible]上下（カミシモ）[illegible]射し　貞丈云びゝハ帯の名と後帯のゝ

皮[illegible]帯の緒[illegible]緒の上ニ

[illegible]

一又云弓射ハ[illegible]後弓[illegible]人合て四[illegible]歩出[illegible]二番の矢の

[illegible]の段、今の流儀に要り方のもの箭と有源て[illegible]と持九
のもの[illegible]とと〳〵と条〳〵に傳方〳〵
右略〳〵書と
[illegible]て考へし

貞享元甲子年十月十日
[illegible]

一三的　射御拾遺抄云三的の事大中小三を[illegible]
（中）小とよりて中大小は右方の下に[illegible]て[illegible]
一つよ一つ有べし但三的は射手の略[illegible]
三有べしいるる的のあてに入る矢は[illegible]
くし的の付くる事こゝかけのるは小的と多くして次第
[illegible]とあるは[illegible]
一射御拾遺抄云三的の事大小中三合揃よ所を[illegible]事
一つよ少とよりて大きて中[illegible]
[illegible]て[illegible]
は[illegible]的に[illegible]
一高志竹書云三的[illegible]は流鏑馬の事[illegible]又歩[illegible]小的と三

たてく射てそこの的にそこなるも

一竈的等の事そこの的のこなたに来大事只後中程後ハ家内
そこきハ一のようなこくしく的の寸方いと程こハ宮こ手ハ但大
ちうとハハ九すまもちくきを一寸斗てなりうてなりうこを
すくきし後の中程ハとれて大的となりてちくしかるのまけ
月を半ちうこもこと半こまてちうもし番ハ偽ちくしく又ハ的
と一て半ちてちうみてこうまりようちうこちくしいつれ半
上のすくちうたようこくしく法

一又そこの的のすかけ半小ちうハ四寸斗中のハ六寸斗大後ハ
七寸斗こたれハ小キハ一の上大ちうハ第の下中のハ後下半
こつりてちうもくし打こ偽可有之 兵

又そこの的の内人毎ようちうたれと早ちうもし先ヤト百
変ちうし 法

一又そこの的の後頁のすり大ちうる的こうちうれて中のハ又又
ちいさきハ十又こかけハいう程ちうれてちうれこ程こて
なりうくし大ちうかハちうすちこ 後ちかけハ偽 法

一又そこの的のこたれちんちうきハ一の上中の的ハ第の下矢ちうハ
後の方にてこハ半一つちうくちうみてこたるのちうし半こて
ちうむハ的の今ちうとちうもし半の家上ようたれこ可こて
この的とちうしようてあしのちうちうたれここハくし半
のそこちうぐくしこちうる事ちうちうくしこ方ハかけの中に
方ちうてちうくしこちうる事ちうと的とちうみてちうし代よ

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の小的の射と同じ　陰

一又云之的の料尺の事ハ[illegible]ハ同じく[illegible]射て地より[illegible]大さ[illegible]中ちを的[illegible]く地より[illegible]

[illegible]の的[illegible]射[illegible]例の小的の射法

[illegible]四矢[illegible]矢一ツ地

より[illegible]

一惡鬼鬼列記云之的の事ハ[illegible]同事なり

[illegible]二的の後ハ[illegible]

[illegible]云二的[illegible]中と

小的の[illegible]

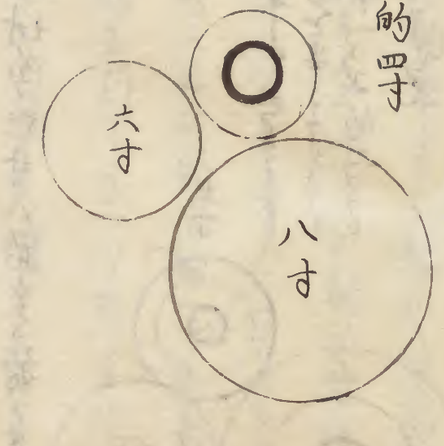

[illegible]ツ

[illegible]

二的[illegible]

一弓法秘伝鬼鬼云或法[illegible]之的[illegible]大中小三ツ[illegible]

[illegible]射[illegible]小[illegible]中[illegible]次

大ハ又[illegible]次中寸[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ツ[illegible]的[illegible]射入[illegible]

一弓馬之稽古之的縁覆の素大なると十文字(モヒ)ケ[illegible]ハ中ハ
廿文小ハ三十文[illegible]十文[illegible]みよ射申[illegible]廿文
かけて高[illegible]人ハ十文下ハ十文ハ埋[illegible]のこと
けかこと能く可慣用[illegible]

一又ハ之的の之径けかこ十二之を第後して[illegible]流[illegible]有
用けかこしすハ[illegible]射[illegible]せし

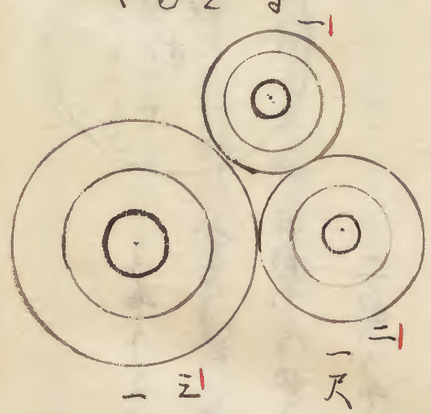

一段秘する
的之

一小的素ハ之的のるの的之ッを射[illegible]射申[illegible]ケの小的
かこ[illegible]的の寸法ちい[illegible]的四寸ケ八寸之の的之大
中小之こ寸ハ二[illegible]十之[illegible]ハ[illegible]

一又ハ之の的之的一ッ之矢二ッ[illegible]ハ持[illegible]的[illegible]
的之列[illegible]之一ッ[illegible]矢[illegible]之方[illegible]行て
之一の的之ハ持[illegible]二方又一方[illegible]又之[illegible]
ちる的の方入[illegible]矢ハ[illegible]
りて[illegible]人永寸の方素の寸[illegible]

○一 草鹿 法量物之事

一鹿の総長サ一尺八寸廣サ八寸くらの長サ七寸あらたの長サ三寸五分せたわり乃
長七寸矢あたの長四寸うらの長八分五厘八大なる
一番後よりのくびすちの中ちハせたちの中ちハ五寸よりこまる
まハりのちの中ちハ二寸引とる中くし一鹿に首
番くもりくハたらるよりあつらへ一個ハうるまつちの
ろくし

一鹿的用書之事

一鹿的用書之事ハ形朝の時冨士見
まきかりとせられてめしゝ時ゝ夏ハのうるし鹿
の毛をまきてしたるとき光ハ物の響きの為仕出
したるゆへこのゆゑとまりたる事ハ

きしをもつて下に行なし　渡

一弟の隼のあるいは弟の隼一発的弟の射九角の故
に射り下ろす今

一又単隼のうけもつて隼一発的弟の射九角の故に
射り下ろす今

一又同じく弟の隼に矢筈の隼一つとなりふたりの射る
を射るにはきりをもつて射るべし唐の法を射
たるはきんかくと射るべしもし金中に大きな星に
てもしくは矢あるべしもし同隼ならば速やかに射
るべしとはもつぱら速やかに射る　渡

一又九角弟の隼一発的のごとくして射るべし但か
つ

一発的の隼はきりをもつて一度下射るべし唐の法
九角の射るべし下ろす今

一発的の射手只今のごとくして

一発的の射書に九角弟の隼のあるいは弟の矢の出
来は笠懸の出来のごとくして射るべし　渡

一九角弟の隼に胃の出るごとくして発的の法九角の
射る記す

一九角弟の隼ぶりくの射法発的弟の書の法九角の射る記す

一小的九角弟の隼ぶりくの射法の縁負かきれてもしくは
的弟書の法小的の射る出るなり

一又云九尋等の縄射る時人数を[illegible]代を振る
一竹並べて[illegible]する又人数多射る八寸角
[illegible]の射の[illegible]を振て射る[illegible]
一又云九尋等の縄九尋矢等の縄ひき[illegible]一[illegible]
神武紀見て射る矢等八何も同縄也
一又云等の縄八牧朝の法也[illegible]の縄等の為也
[illegible]る俗也[illegible]縄の[illegible]る不也去程よ見とハせ
ぬも変野の[illegible]百姓よ[illegible]する縄の胴乃
長サ一尺二寸又八一尺又八八寸[illegible]する法量物よ見る
[illegible]

一又云等の縄ハ長サ一尺ニ寸又八八寸[illegible]

一又云等の縄の長サ一尺二寸[illegible]長サ一尺寸[illegible]
[illegible]の法量物よ方[illegible]の法
量物也
一又云草庵ハ一[illegible]見て[illegible]射る九尋也[illegible]
一扇殿云[illegible]等の縄九尋程の[illegible]
一又云等の縄の也[illegible]射る
一又云九尋等の縄[illegible]板也中ハ[illegible]縄の毛と入る
一高麗使者の列記云草庵九尋と[illegible]
一法量物異[illegible]縄の[illegible]長サ一尺八寸[illegible]八寸[illegible]の長サ
八寸又ハ七寸[illegible]面の長サ[illegible]の長七寸
[illegible]の長[illegible]八 大四 小四 矢[illegible]の長七寸[illegible]

星印ニて乳せ[illegible]の間ゟ寸法[illegible]ゟ裏ゟ二所乳の[illegible]
[illegible]て[illegible]ゟ二ツ乳ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
弓[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
一弓法和書ゟ矢ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ的
九寸夾物ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
の星[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
一弓馬ゟ[illegible]ゟ革[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
の[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
一小物[illegible]ゟ九寸[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

一又云鬼毛等無くしてかけ軍として射し

一又云鬼毛と等無くハ左ちうとしてかけ[illegible]の

物ハ乙矢すし

一又云等無鬼毛買うて射ぶ射ハ乙矢とハ買の方とよくな

してうちうちせうみて番て甲矢と射るし但番の方とよく

なりてうあ番矢ハ大きくハ左ちすくし

一弓馬之掛云等無掛をうてかくるし軍ハ鬼毛軍と軍の数

宮ちうちうちうちうちうち有ちう耳軍の内軍ふすごうつすし

弓馬之掛

草無の圖

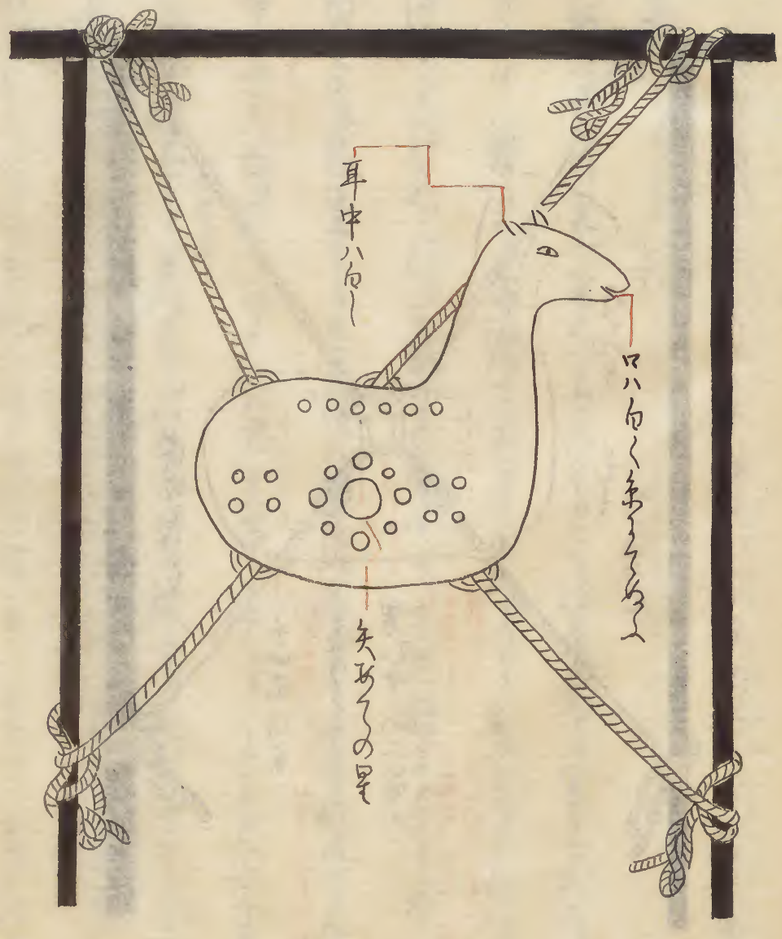

貞丈云本書より軍の数ハ[illegible]と[illegible]

改め紀す

弓馬之典草庫之の図

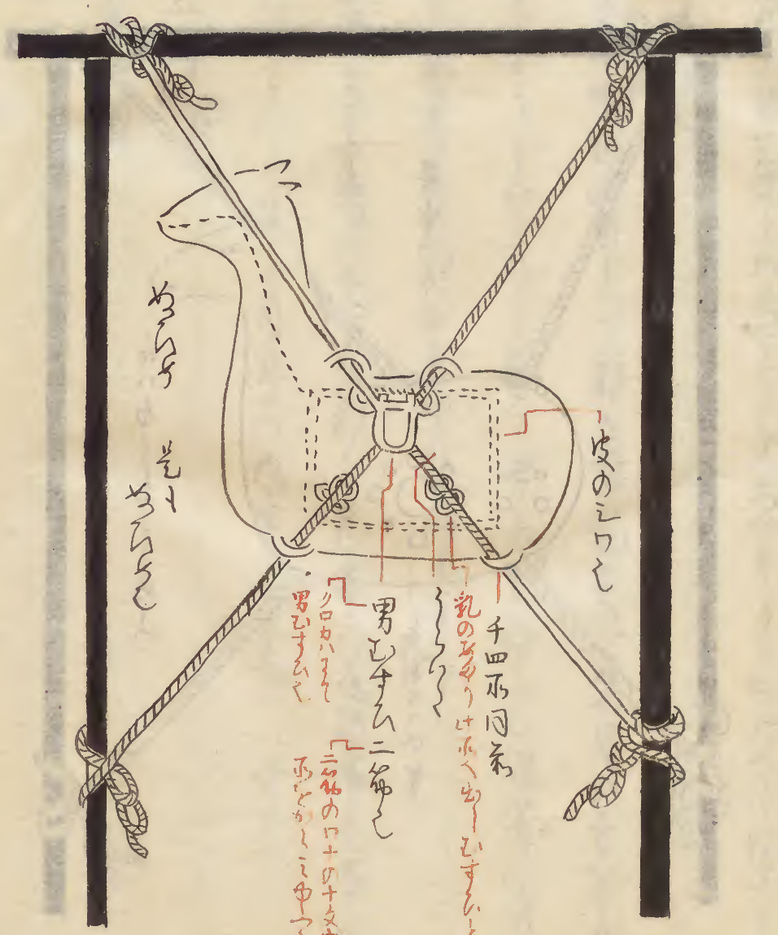

○一圓物　射御持長記之一条神代一条之巻之巻之巻九物

射る条々　各記九す

一又云九物の寸法事あつちの巻之巻法事物之巻之巻弓

ハ的ちうて射ること毒漆を矢すりあつて度をつくれ

ちうて法をとうけあれハ九物巻巻巻之巻巻巻巻巻巻射よくすりあつて

一法事物之九物事巻巻巻巻巻巻

一圓的周書之九段のうちに弓の来樣のうちに
たる矢のうちにハ矢ハ的のうちに物ハ
的のうちにわれてたすかるとハ
すくい笠懸の時のうちに弓ハ的にあたるもの
矢ハ的にあたるもの
矢ハ的のうちにつくもの
たるハ的のうちにつくもの
つくもの
つくもの
つ

ちがへ射ること　無

一又云先射芝居ばりにて射たるの矢代として小的の
ごとく射て一人数八目宮方小的のごとくなる又人
数すくなきに付八矢代と一つにしてこれをあらため
射て一の矢に射こむ人八今度ハ矢代ところにて一の
矢に番て射て二番目に射こむ人番にて射て次第
ごとく矢あらために射て小的の射こむ人数すくなきに付八
矢代射ること出来ぬ時ハ矢代と相のこ
矢数相のこりて男女共にて家のまくにて立て立こと
あらの射こむ次第ごとく矢代よること　刑　身丈ニ矢代ハ二つ組てあるハ

上矢下矢の射こむ矢代を一つにしてこれを上矢下矢
とかさねて及て只射こむ矢代を宮ハ上矢下矢
とかさねて及て只射こむ矢代を宮ハ上矢下矢

一小的先射芝居にかくれ後角にかくれ物にこれを射
の位小的の位に記す

一又云先射芝居射る時人数多ハ矢代と振て
一つ宮にて立てよりすること又人数多時ハ宮的ごとの時の
ごとく矢代と振て射こむ　射る陸州芝居より

一又云先射芝居矢数のすくなき時ハ一を射て四目
にて射こむ矢数八何と同番にて

一又云先射のたるを串まとり組よかくれ矢数と並数の矢同
番にて射こむ時の矢と同番にて　矢サ多く

一又云宮先射ごとハ先射と宮ハ先射と振て射こ
矢数先射ごとの矢代と振て射こ

一又云九尺〻ハ矢弓の持様ハ右の手ハ弓を持て左の手ハ
矢を持て弦を引
あとのけ〻弓を持し
一又云九尺筈懸の的保手中七寸或し　貞丈云白アサキ玉ヲ中ヲセ
三つくりの絙と布なり
一又云九尺ハ弓を引ハ弦の筈ハ中ハ
の分八十四〻寸なり　貞丈云子コカキ〻ハ子コタ
ちなり
一又云九尺ちとの分ハ四月まて射ハ弱くそとあつちる
ゆけ〻射へし又ちつちとくする時ハ強くそとみ
て射るし
一扇張云ちとそ扇弓ハ筈懸ハ猪弓の様なし
一又云筈懸九尺ハ
一又云九尺弓の筈ハ板と中ハやはらかなる筈の元と入るし

一射張云西洋〻ハ弦懸金設射なし
一又云支弓九尺ハ弦の風雅をりて初の人ハ矢所を
ちとくちんと為る物なり矢の所ハ於て別の子用弓ハ他筈
ハ小ちなる矢の所ハ強くしてしかも南蛮ハ矢の所ハ
すくきるなり　貞丈云南蛮ハ小笠系伝系
一又云弓九尺と二度弓ハ射る所の法ハ手中的のくちなる
へし二番三度弓の時射るの人数ハ六人弓を命ずるへし
三番ハ清的のくちなるへし矢のちんとハ三寸五分矢ハ
一寸のちんとくちとくちとくて先ハ人ちと又ハ
やすく用るなり又人ちとくちとくちとく

[illegible]人あゝ一日四射又[illegible]所一[illegible]て射へ一寸的のくゝ
射もし又七所後負と射へ一人数八[illegible]寸[illegible]人より但七て
人数以下相親へきゝ[illegible]度[illegible]の射八二度[illegible]四寸[illegible]
[illegible]可射三度[illegible]の時八二度[illegible]牛[illegible]て射
一又[illegible]的のあつちの幸をサ十一枝[illegible]て十枝[illegible]て三あつちと
幸とのあゝ[illegible]

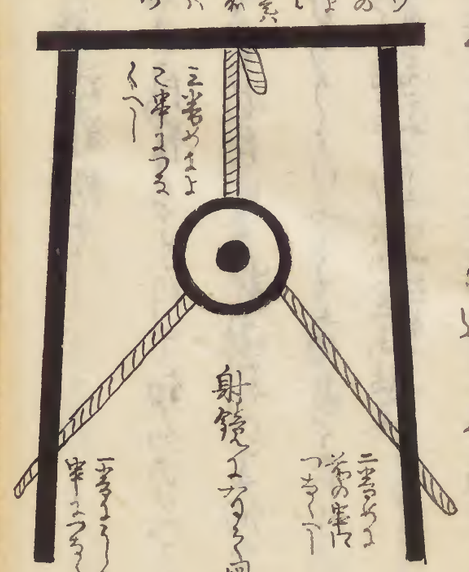

一又[illegible]的の法[illegible]幸[illegible]的八すきんせんの白三一寸斗
矢たより四寸ちの長サゆ[illegible]二ふを横幸[illegible]尺内のり四尺
三寸三幸[illegible]上三尺七寸去寸八分一尺二寸斗幸[illegible]
[illegible]一寸[illegible]枝[illegible]
一[illegible]入るゝ八八角[illegible]
一又[illegible]九寸[illegible]尺八寸内の[illegible]の廣サ
三尺又寸[illegible]上の横八[illegible]寸八[illegible]
[illegible]八[illegible]大方[illegible]
一又[illegible]的のうしろ[illegible]的の[illegible]枝一枝斗[illegible]
[illegible]
一又[illegible]矢[illegible]幸的[illegible]

えてれハきつれたる的よりてそ矢綱のかゝりて後
ゝ矢さきのかゝりを中の毫のよりよ毫ハ下中アル
二分之分りきつるの毫りよりかゝる中ハ毫中たるに又矢
筈を中筈よりかゝりすりて有りとそ矢ゝ
て後ゝりそ矢を抜ゝゝ人ゝ抜ゝ
たりゝゝゝあるゝ抜ハ矢のゝ抜大筈なる数と結ゝ足仰
て矢を抜ゝ矢抜の人ゝ抜ゝ番たるゝ縄よりたる矢
なる筈ゆゝ弟ゝ矢のゝ方ゝ弟ゝれハゝれと
ゝハゝれていりゝ（けゝ矢の図法書ゝ）
一又ゝ毫的のゝ抜の筈的の蓋ゝ抜て下出ゝ
抜ハ的とゝつゝ毫て扨縄を的ゝゝよりみて初ゝ

ゝ的とかゝる射ハ初稿のゝ射をゝりて古者のゝてかゝて
つゝゝ射ゝ後のつゝと結ゝつゝぐゝのゝ的とゝぐゝ
ゝて弟の縄をつゝゝ射後の縄的をゝゝ中ゝ
毫ゝつゝゝ引ゝゝゝぐゝゝゝゝゝゝの縄をゝゝゝ引
ゝりてつゝゝゝかゝてゝゝゝ下ゝすゝりて縄ゝゝゝれゝ
ゝの縄ハゝゝれゝのゝゝゝゝゝゝ縄ゝ深ゝ何ゝ的
つゝゝゝゝの縄を可抜かゝる人ハゝみゝ抜ゝゝ
一又ゝ毫的（布葉ゝゝ）葉布の筈葉布ハ四幅ゝゝ多ゝ有ゝ
ゝゝゝゝゝゝ待のゝゝのゝゝ
ゝゝ筈を指入ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ縄のゝゝゝを布葉ゝ筈ゝ二ゝゝゝゝゝ縄を的ゝ

○串ニ三ヶ所ニて結ひ付くし
なる。縄のふとさ的ふみ縄の
上のめりかうハすとみくとも革ある
ともち革のやうなもくし串とハ竹にてもくし同
ハ根ちりの竹にて作る串ハ的串ハ長サ六尺五寸
横串ハ六寸内のり竹四尺二寸之串ハ去ら上二寸八寸
去よ入分一尺二寸ふとさハ一寸二分計革にて
ハうち釜鍋とりつけ

一又ハ家ちり七所縁貫の時ハ竹
竹にて割くしにとハかり丸くしにて首を家的と同一
くしに代サし同意　右射続ハ文政元年七月廿日小笠原伯耆守入道真元判と有り一のくし
放捷金投射略之ハ有り小字の書ハ正法の伝

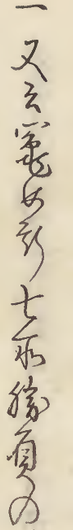

一法弓射異ちハ丸的の串竹にて形ハ
ちして五寸くし後の串とハ上く
なるとて二所結ふ

一又ハ丸的の縁裏板ハ寸ふ矢ふ角ちりにすきんせんの後し但
きんせんとハ白ふとハ家ハ方しとも

一弓馬故実ハ大的の串ハ四ちくし丸的の串ハ六ちくしなる
同奥書

一弓法秘伝巻書ハ丸的射る時ハ一本弦又ハ一本ちかく
いるとも時ハ竹矢を用の方を右のらくとせみて引て掛
矢を可射之

一弓法和書ハ丸的作りかた時ハ横串の五ちくよきんせんをとく

一法弓射異ちハ丸的の串竹にて形ハ
ちして五寸くし後の串とハ上く
なるとて二所結ふ

一又ハ丸的の縁裏板ハ寸ふ矢ふ角ちりにすきんせんの後し但
きんせんとハ白ふとハ家ハ方しとも

一弓馬故実ハ大的の串ハ四ちくし丸的の串ハ六ちくしなる
同奥書

一弓法秘伝巻書ハ丸的射る時ハ一本弦又ハ一本ちかく
いるとも時ハ竹矢を用の方を右のらくとせみて引て掛
矢を可射之

一弓法和書ハ丸的作りかた時ハ横串の五ちくよきんせんをとく

なりてうち板とちがひて高くしゝ丸角とハ六寸五厘なり

一弓法私共ゝ丸角ゝ所作の図多くゝゝゝゝ今略ス

一又ゝ丸角の縄ゝハ黒白あるべきゝ之多ゝて三ッくりみゝんしも

布ゝ二文(ソロアサキ二ハ文シ)深し

一又ゝ丸角ゝハかゝるあぐるゝぐるゝゝしみ穴之すの的等廣ゝ

中程図示

一又ゝ丸角の事ゝハ前の事ゝゝゝゝ

一又ゝ丸角の事ハ弓ゝゝゝゝ笠懸の事図者大的の事ハ

略

一弓馬之用ゝ丸角の事ゝゝゝ板八寸矢たゝり四寸きんせんの

ゝし法事ゝゝゝ記ハ六ゝゝゝゝゝ四

すゝ

弓馬之用丸物の図

丸角ゝゝゝ保ゝ

ゝゝゝ事ゝ

あゝきゝゝゝ

大的ハ的ハ

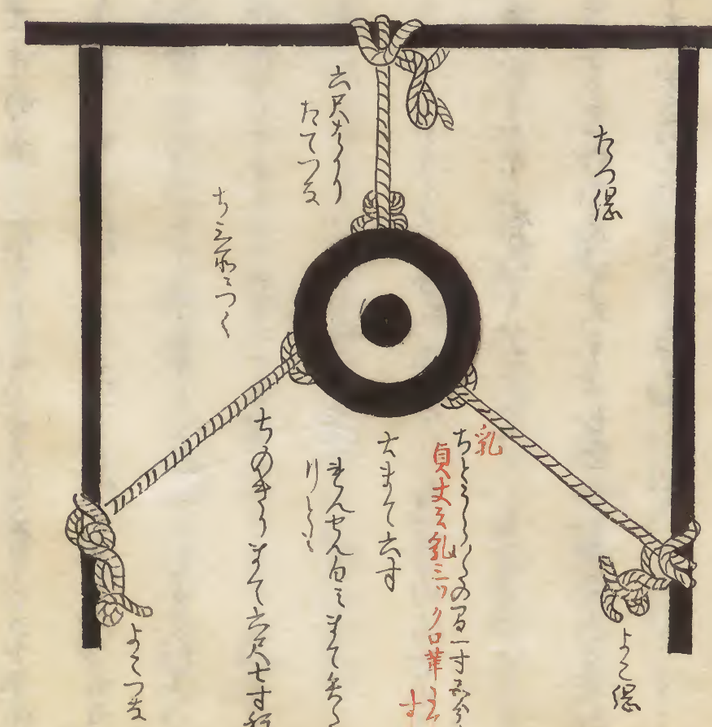
ゝ保
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ

一又云九尋のうち一尺二寸めの所を射すると云ふは
或の九尋八寸のうちなる故但一尺二寸を略後と九
尋或の寸法八寸のうちにて射と定れるす
なハちすの寸法にすにたるものなり矢ちりと二寸と
一又云九尋のうちなる故百一股傍貫なる
と又ハ時ちなる射なるハ其の者と九尋の迫れる
到て又ちなる物と変ぜて矢所なるてなるもの
例多又ハ所なるなるなるなるなるなるなるなる
方上率なり又ハ弓なるの方に可居
一弓馬之興上九尋矢沙法一形の図をなり今略
一小的事云九尋なる二度ハ四度ハとなるなり射初今一貞文

云ふなるなる　但なるなる射なる射なる
二度なるなる四度なるなる射なるなるなる
なるなるなる度なるなる射なるなる但射なるなる
なる後なる四度射なるなる射なるなる射なる
四なるなハ射なる寸度なるなる射なる射なる
なる射なる

一又云九尋率とハ第の率なるなるなる的ハ笠懸の
なるなる掛なる率ハなるなるなるなる率と云射ハ横率
と地上なるなる第なる笠率二の字と横率の度ヶ射と射なる
率紙なるなる横なる率となる率と横偏なる
なるなる後なるなる率上横偏なる
なるなる後なるなる率なるなるなる射ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

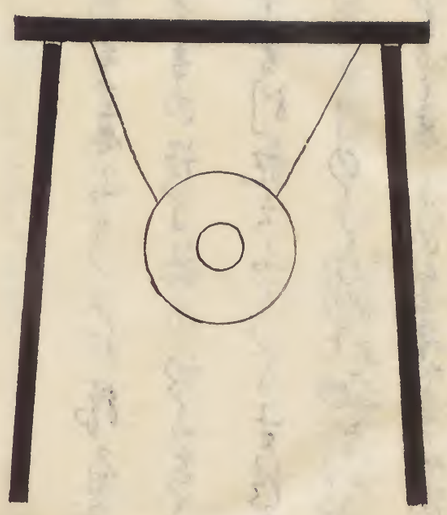

一上置物之如ク〻〻ニて九尋ヲ的と云ハ
九尋の〻〻〻〻〻〻射る矢ニ見ハ寸法ニ〻〻〻縄の
様ハよと乳二ツあるべし矢ニ的縄と云て事ハ
〻〻様縄ハ〻〻〻〻〻〻

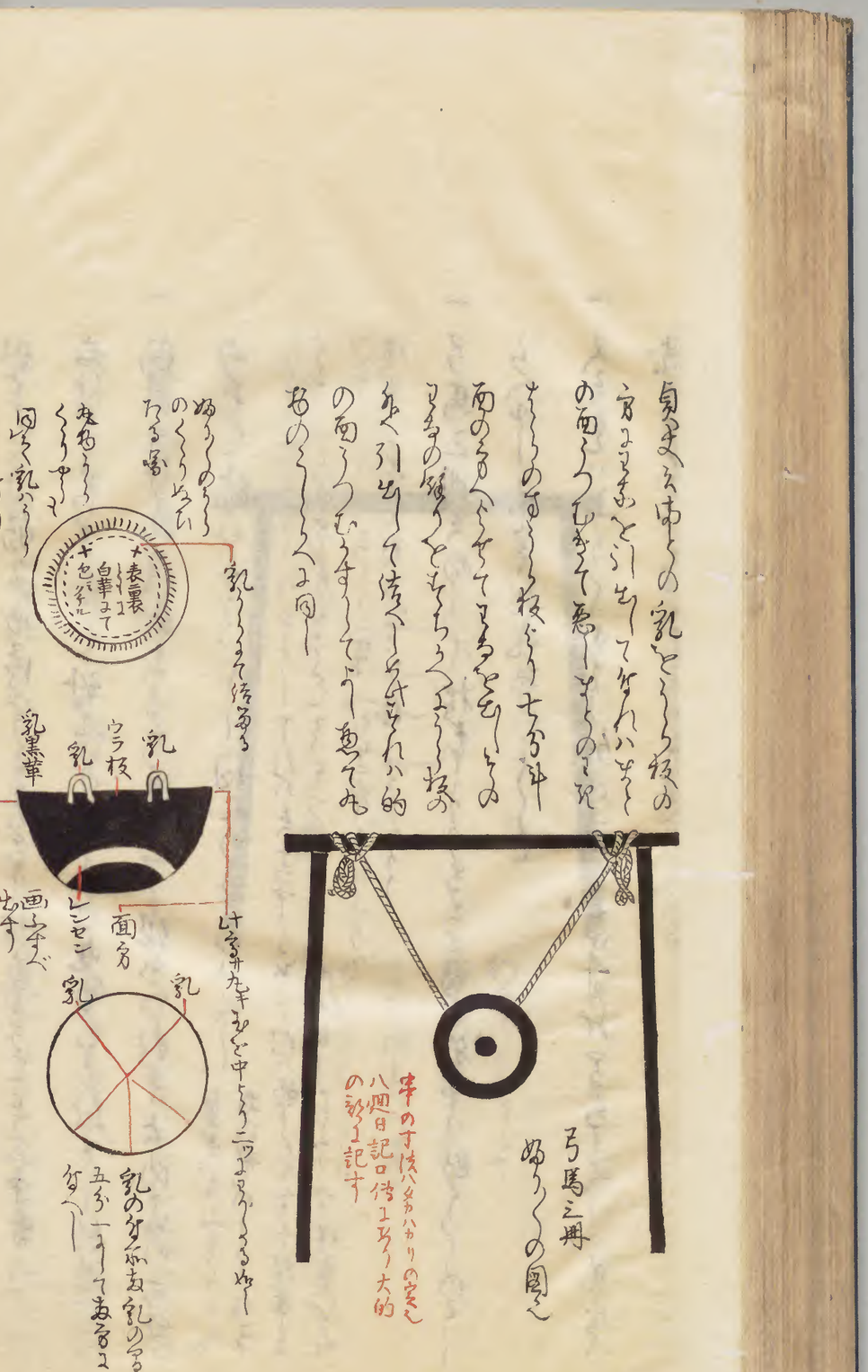

右之図貞丈私ゝ加ゝ

一 笠懸之所作記之ぬりゝるゝハ略之也ハ的を立て得ゝ
ゝゝと縁角ゝ付ゝゝるゝ精ゝ仕ゝゝゝ数所ゝゝ
ゝゝ業敬すゝゝ別紙ゝ記ゝ

一 接物　射御　拾遺物

射御物長記

一 射御物長記

八寸に付て[illegible]寸八分[illegible]
上寸 貞丈云 [illegible]四寸の内[illegible]八寸[illegible]
四寸[illegible]

一 又云 [illegible]の寸[illegible]
[illegible]

一 又云四寸[illegible]八寸[illegible]
一つと云ると四寸[illegible]人四寸[illegible]
[illegible]方四寸[illegible]板を[illegible]
の板[illegible]
[illegible]

一 又云寸[illegible]四寸[illegible]
[illegible]

一 高忠卿書[illegible]
[illegible]

一 扇[illegible]
[illegible]

一 又云四寸[illegible]大小[illegible]
[illegible]

一 高忠卿書[illegible]記云寸[illegible]
[illegible]

一又ゝゝゝみ的之事ひろさ四寸四方之内四角八寸の下ち
ゑゝ板をゝとゝろきゝゝもゝし事ゝゝゝゝゝ古のとゝゝて
ゝゝゝゝゝ

一弓馬故実之接物ニ[illegible]物を接し[illegible]物を接し[illegible]者八四寸四方
[illegible]八[illegible]八寸四方[illegible]今八八寸四方
[illegible]者八四寸四方と二つ[illegible]
[illegible]
[illegible]
一又之接物の事[illegible]物の事接物と同
一又之畳の長サの事一反二寸巾と[illegible]
一又之演習[illegible]物の事別ハ仕[illegible]
[illegible]
一又之的畳[illegible]物を[illegible]事別事[illegible]その事
[illegible]

一又之接物[illegible]事[illegible]物
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一射之方[illegible]
[illegible]角[illegible]
間[illegible]事[illegible]
[illegible]物の板目の事と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 弓馬四方書之事 [illegible]

[illegible]

一 又云巻人[illegible]四寸[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 又云[illegible]

[illegible]

一 法量物異者之接者の事 小形者の切目と前の下にて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 書礼 [illegible] 新て此の書之接の者の事 中角と切ると前へ[illegible]て す

[illegible]

[illegible]

一又云四寸とるハ中角と四方角とるも串とるサと云寸

[illegible]

一弓法秘伝他ノ書ニ云[illegible]ハ七枝串の所りんとすると[illegible]

[illegible]四寸[illegible]

[illegible]

[illegible]

一弓法私書云枝の接目の[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云変物の寸法七枝[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云四寸[illegible]四寸[illegible]

[illegible]

一又云九寸[illegible]

[illegible]

一弓馬之[illegible]

[illegible]

立八[illegible]

一又云[illegible]四寸四方[illegible]

[illegible]

一又云四寸[illegible]八[illegible]四寸四方[illegible]

[illegible]

二寸四方[illegible]四寸[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

射御拾遺抄云

一本の葉草葉云々葉一根中かしらの葉とて射たりけり
何の葉なりとしらきとて面と射る様云々又皆
とをる葉一皆れこれをとる去の方へ去りてひろひてかへ
りのこし串と申く入ること又皆のこるまとよく申
てきこれ中の方とをこれてこるとり何と矢ところ皆れて
こちら脇へ何ところ皆の中へ射ること又皆とび
見とをこるこのこと面ちてすこと又ものこと云る
葉しかりきりあと家のしかりてこるこ相の葉為て
射へりこすと又人のこんこすこの葉為とこと人の家
ものこと云こ

公方様御作

一 狩衣指貫紙の事
[illegible]
[illegible]
[illegible]

引合せの紙タテニ二ツコオリ又タテニ二ツコオリて横ニ二ツヨオリて四方二寸ヒロウ切へ初目の方ハ切ら紙四寸四方ニ成ものを初めの方ハ紙ヒロウ紙ヒロウ紙ヒロウ紙ヒロウ紙ヒロウ紙ヒロウ紙ヒロウ紙

て可之ての紙ヤとそし仏事と切目と家の上ハ成事を
きそ之ゆ事上回しそ之ゆ事上回しそ之ゆ事上回し

[illegible]て射[illegible]の方に又[illegible]又[illegible]いの男[illegible]て射[illegible]の方一又[illegible]は
の男方[illegible]の男[illegible]ん[illegible]の[illegible]ん[illegible]射[illegible]りの[illegible]は方[illegible]ど
[illegible]て[illegible]て[illegible]射る百指[illegible]て射[illegible]る[illegible]射
の口傳あり

一又[illegible]の[illegible]ハ[illegible]て[illegible]筆[illegible]り[illegible]と今ハ唐利
支天の法[illegible]て[illegible]て射[illegible]る[illegible]利[illegible]の法伝[illegible]
口傳[illegible]

一寵的前書[illegible]の[illegible]と[illegible]射方の[illegible]の[illegible]と[illegible]
伝[illegible]て[illegible]て[illegible]

一[illegible]境[illegible]木[illegible]の[illegible]と[illegible]射根[illegible]切て[illegible]と[illegible]
て[illegible]の面[illegible]射[illegible]ん[illegible]根の[illegible]いと[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]て又[illegible]方と切て[illegible]

一高忠[illegible]書列記[illegible]根の[illegible]と[illegible]筆一筆の[illegible]サ八行[illegible]て同
[illegible]と[illegible]て[illegible]て[illegible]の[illegible]と筆[illegible]
[illegible]て根[illegible]て[illegible]ハ[illegible]

一又[illegible]筆[illegible]ハ[illegible]の面と[illegible]
と[illegible]て[illegible]筆[illegible]サ[illegible]の[illegible]と切て[illegible]

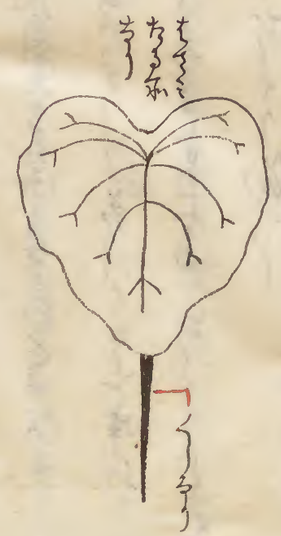

一又云ふ事ハ貝ゝ云る事ハ葉ハ切目と葉の事

一又云ふ事ハ貝の葉ハ切目と葉の事

一又云ふ事ハ貝の葉ハ切目と葉の事

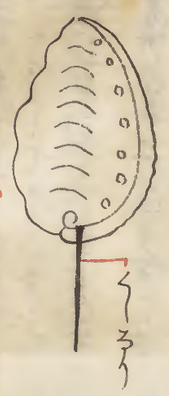

一又云ふ事ハ貝ゝ云る事ハ葉ハ切目と葉の事

一又云ふ事ハ貝ゝ云る事ハ桐の葉ハ切目と

すの糸にて結び又ハ毒しの中ニ毒ハ茅の
すもとにてすて廿四寸ほどの竹の方とたるべきなり

一又云小笠懸ハ的の代ハ茅とする
貞丈云左の字ハ
矢ハ
キヒス
ハ茅の中ニ方と法を作りて其
ハ中と制りたるこゝ其のうへと矢あて
て茅のもとをとりてこゝるこゝ笠懸の的
の代ハ五寸の中の廿一尺二寸ほどの丸ハ
ハ茅にて

貞丈云右ハ
貞丈云小の
字ハ
一又云流鏑の的の代ハ茅とする
ハ茅のもとをこゝ

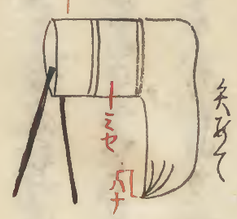

こゝ茅の
中ニ結び中と入て
いこゝ
矢ハ
こゝ

ハ方ハ竹ハ方にて茅ハ
ハ中と二ツ制て茅の中ニ入てすちくて
ハ茅のもとこゝ三ツ
つみてこゝ○貞丈云ハ
こゝ茅の紀こゝる射所持紀ハ
一又云ハ
一又云ハ毒ハ矢のもとこゝて射こゝ
一弓馬故実ハ毒こゝ
こゝの矢筈ハ
こゝ射こゝ

[illegible]

一又云梅桜の節と云る条ハ常に軍ハ撰まるる前の事は
たてまつりて節のものくと捧て前の面と矢面くたして立
へし

一又云いとの条ハ[illegible]と捧て云る前面の矢おさて
[illegible]

一又云梅の条の[illegible]

ハ[illegible]

一くりの条の事ハ[illegible]

自然同名の人のたち[illegible]
外を考への級[illegible]

一又云[illegible]
[illegible]
らのくして一[illegible]
よりて也[illegible]
[illegible]
[illegible]
又[illegible]

一又云[illegible]
[illegible]

[illegible]

一又ゝ本末の末のよりたるの事ハたゝあるいはたるゝ
中りゝ別紙有

一弓馬聞書ゝ紙ちゝ[illegible]ハ四本のゝゝ[illegible]

一又ゝ本の末末のゝちゝ[illegible]ハ本ゝ[illegible]ハ
挟あゝ同ゝ

一又ゝ人の役ゝ本末のゝ所ゝ用物方ゝ

一又ゝ鼻紙ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ちゝつけて射ゝ故ゝ可[illegible]

一又ゝたゝ[illegible]ゝ桐の末ハの末肩ゝ[illegible]ハ

一立ゝ[illegible]

一諸書當用物ゝ射ゝ[illegible]ハ[illegible]
ゝ石ゝ[illegible]ゝ桐の末ゝ[illegible]

一法華経ゝ鼻紙の[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

一又ゝ[illegible]の末ゝ桐の末ゝ[illegible]ゝ[illegible]
可ゝ

一武雑記ゝ[illegible]紙の事一鼻紙ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
必一ツ[illegible]紙の[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

こけ分ハ革の糸大ふくハ串と共くるべし

一又云蛇貝之事 貝の内の方と面ぐるとも貝の曲りしる方と
よりのもて貝のくすそ云て細と串よりくし串ハ来移り
同糸いうくと云事 同糸

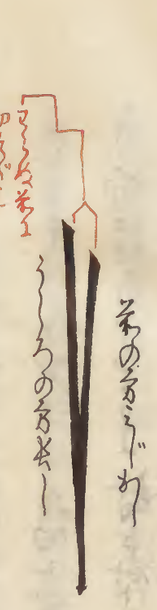

貝よ云ハサミのく串と何とそそむき
用そそ弓法紙何ぬ書そ行

一弓馬之興云扇ものて射ぬ事きるのたくしんの事てくくること
射ぬ事

一又云鞦とそて射ぬ事ものち串ぬ切てするのハ竹の根
ものくま柳ものて串ぬすると共ハ自然曲ぬて串ものみ
の伝

一又云巻の云物の事 本巻の糸又何ものてもれ串ものこと
て巻のもものと地ものてきしまの方と上へ巻ものて切けとい
ろけて地ものもて巻のくらと射ぬくし行ものて
ものくくく

一又ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan